

## 令和2年第4回国立大学法人旭川医科大学経営協議会（書面審議）議事要旨

1. 日 時： 令和2年12月18日（金）～12月28日（月）
2. 参加者： 吉田 晃敏学長，松野 丈夫理事，平田 哲理事，浜野 恭義理事，  
表 憲章委員，原田 直彦委員，房川 樹芳委員，宮間 利一委員，  
宮本 光明委員

議事に先立ち、令和2年11月19日付けで執行部の異動があったことについて報告があった。次いで、令和2年第2回経営協議会（令和2年7月27日開催）及び令和2年第3回経営協議会（書面審議：令和2年10月14日～令和2年10月21日開催）の議事要旨が諮られ、これが了承された。

### 議題

#### 1. 職員給与規程等の一部改正について

本件について、資料1-1・2に基づき、国家公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の概要と本学が対応した場合の影響額について説明があり、本学においては、今年度の賞与には反映させず、令和3年度の賞与から反映することとしたい旨の発議があった。

また、本来であれば、本協議会を経て役員会に諮るべきところであるが、開催日の都合により、先に令和2年12月9日開催の役員会で審議・了承されたことが報告された。

次いで、資料1-3・4に基づき、令和3年1月から新たな就業管理システムが運用されることに伴い、これまで謝金や超過勤務手当等で支給していた「学生の定期健康診断（内科検診）」、「学生の健康相談」及び「学位論文審査」にかかる業務については、「保健管理センター業務手当」及び「学位論文審査手当」を新設し、手当として支給することについて説明があった。

書面審議の結果、原案のとおり、①国家公務員の給与の改定に係る本学の対応については、令和3年度の賞与から反映すること、②「保健管理センター業務手当」及び「学位論文審査手当」を新設すること、③資料のとおり職員給与規程等の一部改正することが了承された。

### 報告事項

#### 1. 学長報告

次のとおり報告があった。

##### (1) 形成外科の新設について

令和2年12月9日付けで病院に「形成外科」を設置したこと。

##### (2) 診療特別手当について

医員及び研修医に支給している「診療特別手当」の支給割合は、本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定めることとなっているが、本年12月期の支給割合は、50%としたこと。

**(3) 予算執行状況について**

資料3-1・2に基づき、令和2年10月分の予算執行額及び令和2年度資金繰りについての説明があった。

**(4) 寄附金, 受託研究, 共同研究の受入れについて**

令和2年7月～11月分の寄附金受入状況については、資料4-1のとおりであること。

また、令和2年4月～令和2年11月末日までに受入れを決定した受託研究及び共同研究については、資料4-2・3のとおりであること。

なお、旭川医科大学基金の令和元年度実績等については、資料4-4の活動報告書のとおりであること。

**(5) ESCO事業概要について**

管理一体型ESCO事業の概要、メリット及びリスクについては、資料5のとおりであること。

**(6) 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる各国立大学法人の適合状況等の報告について**

国立大学法人ガバナンス・コードの概要については、資料6のとおりであること。経営協議会構成員には、令和3年1月中旬以降に各原則の適合状況等を説明のうえ、意見を伺った上で、令和3年2月末までに本学ホームページに公表する予定であること。

以上